

# 資格取得ルート

1

次の資格を有する者で、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士

2

法令等に基づいて相談援助の業務に従事する者を配置している所定の施設等で、相談援助の業務等に従事した期間

3

社会福祉主事任用資格を有する者または訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程等を修了した者が、所定の施設等で介護等の業務に従事した期間

4

上記の1～3のいずれかの要件も満たさない者で、所定の施設等で介護等の業務に従事した期間

1～3の通算期間が5年以上である者

（従事した日数が900日以上）

4の期間の通算期間が10年以上である者

（従事した日数が1,800日以上）

介護支援専門員実務研修受講試験（都道府県の実施）

介護支援専門員実務研修

介護支援専門員（ケアマネジャー）資格

※実務経験期間は、対人の直接的な援助を本来業務として行っている期間をいい、研究業務や内部の事務を行っていたような期間は実務経験期間には含まれません。